別表三の一付表の表中

連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額及び復興特別法人税の減少額として帰せられる金額	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として帰せられる金額及び復興特別法人税の負担額として帰せられる金額	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額

を

住民税額 （(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多い金額）×（20.7%又は16.3%）	住民税額 （(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多×20.7%

に、

額 い金額）	住民税額 （(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多い金額）×（20.7%又は16.3%）

を

に改め、同表の記載要領第五号及び第六号を次のように改める。

5　「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額　(6)」の欄は、各連結法人の法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定を適用しないものとした場合に法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第11条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）の規定を適用しないものとした場合に同法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。次号において「特別措置法」という。）第52条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の減少額として帰せられる金額の合計額を記載すること。

6　「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額　(7)」の欄は、各連結法人の法第81条の13の規定を適用しないものとした場合に法第81条の18の規定により計算した法人税の負担額として帰せられる金額及び地方法人税法第11条の規定を適用しないものとした場合に同法第15条の規定により計算した地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに特別措置法第52条の規定により計算した復興特別法人税の負担額として帰せられる金額の合計額を記載すること。

別表三の一付表の記載要領第七号(3)中

「「住民税額 （(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多い金額）×20.7%	(13)　」」	を
「「住民税額 （(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多い金額）×（20.7%又は16.3%）	(13)　」」	に

に改め、同号を次のように改める。

10　「住民税額
（(8)又は（(11)又は(12)）のいずれか多い金額）×（20.7%又は16.3%）　(13)　」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　連結親法人が租税特別措置法第68条の９第６項に規定する中小連結親法人に該当する場合にあつては「(11)又は」を消し、その他の場合にあつては「又は(12)」を消すこと。

(2)　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。(2)において同じ。）が平成26年10月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「20.7%又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は16.3%」を消すこと。

別表四の表中

損金経理をした法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）

を

損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）

に改める。

別表四の一の表及び別表四の一付表の表中

損金経理をした法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）
損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額

を

収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額

を

収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額

に改める。